

つくば広聴第332号
令和3年(2021年)3月30日

県民要求実現茨城共同運動連絡会
会長 白石 勝巳 様
住民要求実現つくば地域共同運動連絡会
代表 山田 諭 様

つくば市長 五十嵐立青

「2020年度茨城共同運動要求書」への回答について

平素は市政への深い御理解をいただき、誠にありがとうございます。いただいた御要望等につきまして、別紙のとおりお答えいたします。

《お問合せ先（取りまとめ担当）》
市長公室 広聴室
電話：029-883-1111

2020 年度共同運動市町村統一要求事項

1. ゆきとどいた教育で一人ひとりの児童生徒が尊ばれ、楽しい学校生活を

(1) コロナ感染拡大防止のために、安倍首相の要請で約 3 ヶ月間学校は休校になりました。その後、学校が再開される中で、分散登校などのとりくみを多くの学校が実施しました。分散登校で「少人数学級」を経験した先生から「一人一人をよく見てあげられた」「こどもたちもよく質問をするようになった」等の声もあがっています。子どもたちの心や体の健康を守るためにも、きめ細やかな学習指導をするためにも、少人数学級に向かうことが今後求められます。

現在の貴市の小・中学校で、1 クラス 36 人以上の学級数を明らかにすること。

【回答：学務課】

小学校 23 クラス 中学校 3 クラス

(2) 教室内で子どもたちの距離が 1m 以上のフィジカルディスタンス（ソーシャルディスタンス）をとれていますか。

【回答：学び推進課】

ア、とれている

オープンスペースや空き教室を活用することで、フィジカルディスタンスをとるよう努めています。

(3) 貴教育委員会としてコロナ感染防止のためにどのようなことを行っていますか。

【回答：学び推進課】

「学校再開ガイドライン」及び「児童生徒もしくは教職員とその家族に感染者等が判明した場合の判断基準」の策定、学校サポーターの導入、地方創生臨時交付金等を活用した感染防止に関する物品の購入等を行いました。

(4) 行っているコロナ感染予防で、教職員の授業以外での負担が増えているのか。また、具体的にはどのような負担が増えているのか明らかにすること。

【回答：学び推進課】

ア、増えている

増えている負担：毎日の消毒などの児童生徒の安全を確保するために行っている感染防止対策や、様々な団体から出される要望や調査への回答

(5) 分散登校の経験の中で、子どもたちも教職員も改めて 20 人学級の有効性を実感しました。今後の感染症対策や少人数教育の実現のためにも 20 人学級を実現していくことが求められています。貴教育委員会から文科省や県に対して、20 人学級の実現のための意見を上申すること。

【回答：学務課】

現時点においては、検討していない。

(6) コロナ感染拡大防止の休校を受けて、夏休みの縮減が行われました。すべての小中学校にエアコンの設置が進み、授業に支障が出ることはなくなりました。しかし、日中の猛暑の中で子どもたちは登下校せざるを得ません。貴市では、登下校時の暑さ対策として具体的にどのようなことをしていたのか明らかにすること。

【回答：学び推進課】

距離をとってマスクを外す、安全な場所での補水、持ち帰り荷物の軽減、日傘の使用等の対策を行いました。

(7) コロナ禍の中で、国の全国学力テストは中止になりました。各市町村教育委員会で、実施している学力テストはどうなりましたか。

【回答：学び推進課】

市独自では実施していない

(8) 小中学校の学校給食を無料にすること。

【回答：健康教育課】

検討の予定なし

学校給食法及び同施行令において、学校給食の実施に必要な人件費、施設及び設備の修繕費以外は、受益者負担の観点からも保護者負担とされています。

つくば市は児童生徒の数が多いため、給食費の無料化に伴って新たに市が負担する経費は1か月あたり約9千7百万円（試算額）となることから、無料化を実施することは難しいと考えています。

(9) 小中学校で働く教職員の長時間労働の解消が社会問題になっています。県教委は残業時間の上限規制をすすめています。貴教育委員会で実施している、または実施しようとしている長時間労働解消の取り組みを明らかにすること。

【回答：教育総務課】

つくば市では、教員の働き方改革を推進するため、令和元年度に「教員の働き方改革に関する実行計画」を策定し、学校環境の整備や教員の業務適正化等に取り組んでいます。

環境整備については、平成30年度にICカードを導入し、勤務時間の管理を徹底するとともに、教職員の心身の健康保持と増進のため、お盆期間及び県民の日を学校閉庁日としました。また、令和元年度には、放課後の電話対応の負担軽減を図るため、全校の電話機に留守応答装置を導入し、令和2年3月には、勤務時間の上限等に関する方針を規則で定め、勤務時間縮減の実効性の強化と勤務時間に対する意識の向上を図っています。

業務適正化については、教員が文書のやりとりのために学校と教育局を往復せずすむよう、平成30年度に教育局職員による学校文書の配送・回収を開始し、令和元年度には、部活動において朝練の原則禁止等の取組に加え、部活動指導員を導入し、教職員の負担軽減を図ってきました。また、令和2年度は校務支援システムの全校導入

を進め、業務の効率化に取り組んでいます。

令和3年度には学校給食費の公会計化とともに、校務支援システム導入による効果検証を行います。併せて、現計画の評価と見直しを行い、より実効性のある計画としていきます。

2. コロナ禍の子どもたちの学びと健康の保障を

(1) コロナの休校時、子どもたちの昼食のためになんらかの手立てを行ったか明らかにすること。

【回答：こども未来室】

行った

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として行った臨時休校により給食が無くなったことで、家庭の経済的な理由や保護者の疾病等で昼食を取ることが困難な小・中学生に対し、4月13日～6月5日までの土日祝日を除く39日間に加え、祝日にあたる5月4～6日の3日間で手作り弁当・総菜パン・菓子パン・飲料等の食の支援を実施し、延べ5,985人が利用しました。

(2) 休校時、生活保護世帯は国からの通達で給食費の返還を求めないとされます。準要保護世帯にはどのように対応したのか明らかにすること。

【回答：学務課】

ウ、その他

準要保護世帯への対応については、給食費を含めた通常の就学援助費を支給しました。

(3) コロナ禍による収入減世帯を、国は就学援助対象にするとしていますが、保護者に情報提供しているのか明らかにすること。

【回答：学務課】

エ、その他

就学援助制度とは別に市独自に「家計急変世帯支援給付金」を設け、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、就学援助認定基準額に該当した世帯を対象に就学援助費相当額を支給しました。情報提供の方法については、小中学校の児童・生徒を通して保護者に通知しました。

(4) コロナによる収入減で申請した就学援助はいつ支給されますか。また、支給方法はどんな形か、明らかにすること。(口座振り込み、手渡しなど)

【回答：学務課】

家計急変世帯支援給付金は、令和2年10月30日から申請順に口座振り込みにて支給しました。最終支給日は令和2年12月11日となっています。

3. 子どもたちに安全な学校給食パンを

(1) 輸入小麦粉を使った学校給食パンの残留農薬が問題となっています。グリホサートの規制、禁止は世界の流れです。県内では3つの自治体（常陸太田市・那珂市・大洗町）が米粉で作った給食パンを子どもたちに提供しています。

貴市では学校給食パンに関してグリホサートの規制、禁止を行っているのか明らかにすること。

【回答：健康教育課】

規制している

学校給食パンについては、つくば市独自でグリホサートの規制、禁止は行っておりませんが、国で検査し安全と確認された小麦を使用した学校用パンを公益法人茨城県学校給食会から購入し、各学校・幼稚園へ提供しています。そのパンには、アメリカ・カナダ産小麦粉が80%、茨城県産小麦粉「きぬの波」が20%使用されています。

このうち、外国産小麦について製粉業者に確認したところ、外国産小麦は国から購入しており、国で検査し安全と確認された残留基準値未満の小麦を使用し製粉をしているとのことでした。（検査結果：令和元年度前期（4月～9月）基準値30mg/kgのところ、検査値1mg/kg）

また、グリホサートの検査結果について、農薬は胚芽部分と外皮（ふすま）に付着し、小麦粉になる過程で表皮が剥がれ、残留農薬は微量となると考えられており、小麦粉としての基準がないため公表されていませんが、結果については小麦の基準値（30ppm）を下回っているとの報告をいただいています。

なお、つくば市においても、月に1回程度、つくば市産米粉を使用した米粉パンの提供をしています。この原料として使用しているのは、農林水産省が定める特別栽培農産物である市内産の米粉で、地域の慣行レベルと比べ、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培されたものです。また、学校給食パンに使用している米粉は、第三者機関の試験結果により薬剤は検出下限未満となっています。

市としては、安全が確認された食品や地場産の食材を取り入れながら、今後も安心して安全な学校給食の提供に努めていきます。

(2) グリホサートを規制も禁止もしていない場合は、その理由を明らかにすること。

【回答：健康教育課】

規制している

4. 新型コロナウイルス感染拡大防止と地域医療構想について

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大にあたって、住民に対し感染防止の正確な情報を周知徹底すること。また、感染者や医療・介護従事者等への差別や偏見に対して対策を一層強化すること。

【回答：感染症対策室】

対策を行っている

市のホームページや区会回覧等で、県や厚生労働省等の通知内容を参考にした新型コロナウイルス感染症に関する情報について周知し、市民に対して啓発を行っています。また、感染者や医療・介護従事者等への差別や偏見に対しては、つくば市自殺対策に関する連携会議にて医師や専門家と協議を行い、「新型コロナウイルス感染症とこころの健康に関する啓発チラシ」を作成しました。正しい知識・情報を持って感染防止を心がけるだけでなく、感染のリスクがある方、感染した方への思いやりを持つように呼び掛けています。

- 2) 国民健康保険の傷病手当の支給を「被用者」にとどめず、自営業者等も含めた被保険者にも対象を拡大すること。また、対象となる被保険者に対し、自宅療養を行った場合も対象となることなど、取扱いを速やかに周知徹底すること。

【回答：国民健康保険課】

周知している

給与等の支払いを受けている被保険者を対象としており、自営業者など給与等の支払いを受けていない被保険者を対象とすることは現状では困難です。

(2) 生活困窮者の医療・介護費負担について

- 1) 収入が少ないため医療費を払うことが出来ず、生活保護も受けられない住民は病状の悪化により「手遅れ」になっている実態があります。市町村独自の医療・介護負担の助成制度を緊急に設けること。あわせて県・国にも財政的措置を要望すること。

【回答：国民健康保険課、介護保険課、社会福祉課】

要望しない

生活困窮者に対する医療費の負担については、保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金（自己負担金）の支払いを減免する制度があるため、この制度の趣旨に沿って、医療機関と連携しながら適切な対応に努めていきます。

介護保険サービスの利用者負担については、所得に応じて1割負担から3割負担となっており、低所得の方は1割負担でサービスを利用することができ、さらに、利用者負担額が上限額を超えた場合は「高額介護サービス費」が支給されます。また、施設サービス利用者の食費や居住費は補足給付対象となり、低所得の方への配慮がなされた介護保険制度となっています。

また、生活支援を目的に、生活に困窮している方に対して生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金の支給を社会福祉協議会と連携し実施しているところです。

このような制度の内容を広く周知し、引き続き低所得の方への負担軽減に取り組んでいきます。

- 2) 医療費については、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生活困窮者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料

または低額な料金で診療を行う無料低額診療事業があり、県内では10機関で実施している。これらを住民に周知すること。

【回答：社会福祉課】

必要に応じて周知していきます。

(3) 厚生労働省「再編必要」病院について

厚生労働省が昨年9月に公表した「再編・統合の議論が必要と判断した424病院」について、全国各地から困惑と怒りの声があがりました。茨城県においても今後再検証が必要とされているのは笠間市立病院、水府病院、村立東海病院、国立病院機構霞ヶ浦医療センターの4病院が名指しされ、住民からも不安の声が上がっています。コロナ禍において医療資源の乏しい地方の公的・公立病院は、住民のいのちの健康の砦であり、役割の重要性が再確認されていると考えます。これについて国に対し撤回を求め、国に地域医療の拡充を求めること。

【回答：健康増進課】

検討中

近隣の国立病院機構霞ヶ浦医療センターは、経済的な困窮を訴える方や家族状況の複雑な方についても丁寧に対応していただいています。また、精神科と産婦人科を併設しており、緊急を要する妊産婦についても、きめ細やかに対応していただいています。こうした病院は地域医療に必要と考えますが、近隣市町村の意向も注視しながら国・県への要望を検討いたします。

5. 新型コロナウイルスに関わって

(1) 行政サービスを停滞させないために、貴市町村でも新型コロナウイルス感染症対応BCP(業務継続計画)を策定すること。

【回答：感染症対策室】

策定済み

(2) 新型コロナウイルスに対応した避難所運営について。

① 三密の回避、フィジカルディスタンス（ソーシャルディスタンス）の確保を行うこと。

【回答：危機管理課】

令和2年9月の市広報紙に掲載しましたが、避難所以外の避難先の検討を周知しながら、避難所に応じて収容人数を減らすなど、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルをもとに対応していきます。

② 発熱・咳等のある者や濃厚接触者への対応として、一般区域と専用区域を設置すること。

【回答：危機管理課】

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルをもとに、施設ごとのゾーニングを検討し、対応していきます。

③避難所運営スタッフの PPE（個人防護具）取扱い訓練を徹底すること。

【回答：危機管理課】

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営を行う職員等の安全の確保を図っていきます。

④水害などの天災による避難所について、最大何カ所で何人分の避難所を想定し、準備する計画を持っているかどうかを明らかにすること。

【回答：危機管理課】

最大 29 か所 約 2,000 人分（※令和元年度の台風 19 号と同程度の場合を想定）

⑤宿泊施設等を避難所として利用する計画を持っているかどうかを明らかにすること。

【回答：危機管理課】

その他

茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合つくば支部と協定締結済みです。

(3) コロナ禍における自治体独自の対策を明らかにするとともに、支援拡充を行うこと。

①医療・保健対策

【回答：感染症対策室】

実施している

新型コロナウイルス感染者の宿泊療養施設について、県での宿泊療養施設の確保が整うまで、市の公共施設を地元住民の方の御協力により、令和 2 年 4 月から 9 月まで提供していました。また、医療機関や福祉施設へマスクや消毒液を提供しました。今後も県と協働して、市としてできる限りの支援をしていきたいと考えています。

②中小業者支援

【回答：産業振興課、経済支援室】

実施している

具体的な施策として、緊急支援給付事業、事業継続給付金、テナント等支援補助金、中小企業等販路拡大補助金、経営支援ワンストップ窓口事業を行っています。

③子ども・子育て支援

【回答：こども政策課】

実施している

子育て世帯への生活支援を目的として、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯及び就学援助（準要保護認定）世帯に対して、つくば市独自の「子育て世帯応援給付金」

を、一世帯当たり 3 万円給付しました。また、18 歳以下の市民に商品券 5,000 円分を給付したほか、特別定額給付金の支給対象外である令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間に出生した新生児に、3 万円相当の PayPay で利用できるポイント（PayPay ボーナス）を贈る「つくば市ベビーポイントギフト事業」を実施しています。

④収入減少・困窮者支援

【回答：社会福祉課】

実施する予定はない

国の制度が確立しているため実施する予定はありません。

⑤その他の自治体独自の対策

【回答：障害福祉課、高齢福祉課、文化芸術課】

実施している

《福祉関連》

消毒・衛生用品の入手が困難な状況が続いていた状況下、特にこうした用品の必要性が高い医療的ケア等が必要な方に対し、アルコール消毒液の配布を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛が続いたことで、屋内に閉じこもりがちになった高齢者等に向けて、運動不足による体力の低下や健康状態の悪化を予防するため、自宅で簡単に体操ができる動画を市独自に制作し、ケーブルテレビ、ホームページ、YouTube で配信しました。また、希望する高齢者及び障害のある方には、この体操動画の DVD を無料配布しています。

このほか、地域経済や家庭への支援を目的として、令和 2 年 5 月 1 日時点で 70 歳以上の方、また障害のある市民の方に 5,000 円分の商品券を給付しました。

《文化関連》

新型コロナウイルス感染症の影響で作品やパフォーマンスの発表の場を失った市内のアーティストや文化芸術団体を対象として、「オンラインによる文化芸術奨励事業」や「文化芸術クラウドファンディング」により活動支援を行いました。

例えば、オンラインで発信可能な文化芸術活動に最大 10 万円の奨励金を交付したほか、SNS のひとつである「インスタグラム」に「Art X Tsukuba（アートクロスツクバ）」というつくば市の文化芸術専門のアカウントを開設し、市民が自分の文化芸術活動の成果として作品写真やパフォーマンス動画等を投稿したり、他の作品を鑑賞できる場をインターネット上に設けました。

また、つくば市の文化芸術に関するポータルサイトを今年度中に開設し、自宅でも文化芸術に触れることのできる仕組みづくりに取り組んでいます。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大により、来春の就職状況は非常に悪化し、内定は停滞すると予測されます。自治体は積極的に就労支援へ取り組むこと。

【回答：産業振興課】

就職活動前の学生を含めた若者と市内企業とのマッチングを目的とした就活支援イ

メントや、イベントの効果を高める若者向け事前セミナーの実施、出展企業を含めた市内企業向け採用力向上セミナーやインターンシップ導入セミナーを実施し、積極的な就労支援に努めます。

(5) この秋から冬に新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が大変懸念されています。感染防止とクラスター対策から貴自治体の介護事業所や保育園(官民間問わず)で働く職員に対し、無償でPCR検査を実施すること。

【回答：感染症対策室】

エ、その他

県では福祉施設におけるクラスター発生の可能性を低減するため、従事者に対する緊急検査の実施を継続しています。また、保育所職員においては毎日の健康観察を行い、必要に応じて医療機関を受診した上で、医師の判断にてPCR検査を受けています。

(6) 市町村として医師会等の協力を得て、貴管内でPCR検査を実施できるようにすること。

【回答：感染症対策室】

エ、その他

県はつくば市医師会の協力を受け、市内にドライブスルー方式の地域外来・検査センターを令和2年7月に設置しています。つくば市医師会に所属している医師が、検査が必要であると判断した場合のみ、PCR検査を受けることができます。

(7) 茨城県内の12カ所の保健所が令和元年11月1日から9保健所に再編・統合されました。令和元年10月末で常総保健所を廃止し、常陸大宮保健所はひたちなか保健所に、鉾田保健所は潮来保健所に統合され、それぞれ支所となりました。県は再編・統合のメリットは職員を集約することで災害や感染症などへの対応力を強化するとしていましたが、コロナ禍のもとで感染症の対応力が発揮されたとお考えですか。

【回答：感染症対策室】

ウ、保健所の拡充・強化が必要

新型コロナウイルス感染症に関する保健所の業務の量が非常に増加し、保健所職員は疲弊しているものと思われます。市民に対してのサービスの低下を招かないためにも、保健所職員の拡充・強化が必要であると考えます。

6. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

新型コロナウイルスの感染拡大および国や県からの営業自粛要請によって、多くの中小業者が経費を払えるだけの収入を得られず廃業も考えざるを得ない危機的状況となっています。事業所数および従業者数の圧倒的多数を占める中小企業・小規模事業者やフリーランスが休業したり大幅な減収となるなかでも営業を継続できるようにすることは、新型コロナウイルス収束後に地域経済活動を立て直すうえでも欠かせない

ものと考えます。新型コロナ対策で各市町村が中小事業者に直接支援を行うようになりましたが、さらに利用しやすくするとともに新型コロナウイルス収束後も恒常的なものとするを求めます。

(1)①小規模企業基本法に基づく、小規模事業者の実態把握の結果を示すこと。

【回答：産業振興課】

イ、把握していない

②従業員5名以下の小規模企業者数の、直近3年間のデータを示すこと。

【回答：産業振興課】

把握していない

③ ①②について把握していない場合、把握すること。

【回答：産業振興課】

ウ、その他

新型コロナウイルスによる事業者の被害状況把握や支援策検討のため、商工会会員企業へのアンケートを実施しました。

(2)小規模企業振興基本条例制定準備は、どこまで進んでいるか示すこと。

【回答：産業振興課】

条例制定の目的や効果などを調査・研究し、他市町村の事例も参考に条例制定の可否も含め検討していきます。

(3)昨年度、住宅リフォーム等の助成制度で地元業者の仕事に発注された件数を示すこと。

【回答：住宅政策課】

地元業者への発注を申請要件の一つとする住宅リフォームの助成制度である「つくば市安心住宅リフォーム支援補助金」は、令和2年度から開始しました。そのため、令和元年度の実績はありません。

(4)地域経済に長年貢献している地元の中小業者が新型コロナウイルスの影響で苦しんでいます。労働者に休業手当を支払ったが雇用調整助成金の申請ができない業者へ休業手当の補償、社会保険料の減免、固定費の補助や売り上げ減少への補てんといった直接援助を行うこと。

【回答：経済支援室】

ウ、その他

事業収入の減収要件により国の給付金の対象外となる方に対して、事業継続や賃料負担軽減のための市独自給付金制度を実施しています。

(5)小規模事業者登録制度で、直近3年の利用状況を明らかにすること。

【回答：契約検査課】

	2017年	2018年	2019年
登録社数	232社	239社	245社
利用社数	9社	10社	12社

(6) 小規模事業者の経営を守る金融対策を求めます。

- ①自治体は金融機関に「条件変更改善型借換保証制度」を融資相談で、積極的に案内・提案することを要請すること。

【回答：産業振興課】

市内金融機関に制度をPRすることで、事業者支援を推進します。

- ②制度融資への利子補給、保証料補助を拡充、継続をすること。既に制度を持っている自治体は、制度を維持すること。

【回答：産業振興課】

市では、既に制度融資への利子補給や保証料補助を行っており、今後も継続していきます。

(7) 新型コロナウイルスに関する独自の経済対策を行う市町村が増えていますが、一部の市町村では以下のような条件をつけているところがあります。

- ①テイクアウト支援事業を活用できる事業者を市町村商工会会員に限定する
②市町村商工会未加入の事業者がプレミアム商品券取扱店の登録をすると、商品券を換金する際に20%の手数料を徴収する
③市町村独自の事業継続支援給付（持続化給付金）の対象者を拡大した際に、給付金の申請を希望する事業者に対してメール通知システム「いばらきアマビエちゃん」の登録を求める

経済対策を行う際には、すべての事業者が平等に施策を活用できなくなる可能性のある条件をつけるのではなく、事業活動の縮小・困難のみを条件とすること。

【回答：経済支援室】

原則として条件を設定していませんが、茨城県補助金を財源とする事業については、県の補助要件に「いばらきアマビエちゃんの登録」があるため、当該条件を加えています。

7、愛着ある「空き家」の有効活用、流通促進で、空き家対策の充実を

(1) 空き家を活用した、子育て世代の移住・定着促進のための施策、若者の住宅確保の施策の成果を示すこと。

【回答：住宅政策課】

市では、定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的に、平成28年から空家バンク制度を実施しています。これは、市内の空家を売却又は賃貸したい方と、空家を購

入又は賃借したい方との間を市が橋渡しする制度です。対象は、特に子育て世代及び若者に限定するものではありませんが、令和元年度までの成約件数は5件です。

(2) 空き家リフォームに地元事業者への発注で「リフォーム助成制度」等が活用された実績を明らかにすること。

【回答：住宅政策課】

ア、実績なし

空き家のリフォーム助成制度にあたる「つくば市空家活用補助金」は、令和2年度から開始しました。そのため、令和元年度の実績はありません。

8、各市町村の税務行政と茨城租税債権管理機構について

茨城県租税債権管理機構の滞納整理では、滞納者の人権・生活・仕事を脅かす強権的で脱法的な行為が行われているとの、行政機関にあるまじき実態が報告されています。

(1) 平成31（令和元）年度、機構へ移管、徴収、差戻、について、明らかにすること。

① 移管と徴収に関して

【回答：納税課】

移管事案について、税目ごとに集計は行っていませんので、総数及び総額のみ回答いたします。

	移管件数	移管金額 (本税のみの額)	徴収件数 (延べ件数)	徴収金額 (本税のみの額)
総数	73件	163,450千円	366件	59,394千円

② 差戻に関して

【回答：納税課】

該当事案はありません。

(2) 平成31（令和元）年度に機構へ派遣した職員数、機構への財政負担金を明らかにすること。

【回答：納税課】

職員数 1人 負担金額 27,871,000円

(3) 機構に移管する前に関係する各課と連携して、滞納者の実情を十分に把握する体制をとり、対応すること。

1) (ア) 納付相談では、滞納者の生活実態を把握する収支表を作成すること。

【回答：納税課】

ア、同様の表を使用し相談をしている

(イ)納付相談では、徴収猶予の案内をすること

【回答：納税課】

ア、徴収猶予の案内を出している

2)悪質な滞納者と決めるまでの経過を明らかにすること。

(ア)督促通知回数

【回答：納税課】

ア、1～2

督促状は地方税法の規定により1期別に対し1度だけ通知します。なお、納税催告書については、市税等の未納がある限り、年間複数回通知します。

(イ)機構に送る以前の相談回数

【回答：納税課】

ウ、4～

機構への移管以前に、移管予告通知書の発送や幾度もの納税相談を行っています。

(ウ)督促をしても納税相談が無い場合の対応

【回答：納税課】

ウ、その他

一律の対応をするのではなく、滞納者それぞれの生活や収入状況などの法律上可能な調査を実施し、個別に対応しています。

(エ)訪問回数

【回答：納税課】

必要に応じて訪問しており、回数は決めていません。

(オ)訪問日時（複数回答可）

【回答：納税課】

ア、平日

(カ)訪問して会える確率

【回答：納税課】

ア、0～29%

(キ)訪問する公務員の立場

【回答：納税課】

ア、正規（徴税吏員）

(4) 滞納額の方納を行わせる場合は、分納計画書等を取交し、職員との口頭による約束としないこと。

【回答：納税課】

相談者からは納付確約書を徴しています。また、日ごろからトラブルに至らないよう留意して納税相談を行っています。

(5) 今年は新型コロナウイルスの影響により商売や生活がますます厳しくなっています。滞納者に対する差し押さえや競売を慎むこと。構成員である市町村より機構に対して、強権的・脱法的な徴収行政を行わないよう求めること。

【回答：納税課】

差し押さえ等については、従来から「税負担の公平性」を重視し、法令に基づき検討及び執行しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対しては、これまでに国や県が発信した緊急事態宣言や外出自粛要請、関係機関からの助言などを考慮した上で、柔軟かつ適切に対応するよう努めています。

また、茨城租税債権管理機構は、広域的かつ専門的で効率的な徴収体制を整備し、市町村税の徴収業務を専門的に行うとともに、市町村税務徴収職員の研修を行う機関です。市町村から移管を受けた租税債権を確実に徴収することを目的とし、納税の公平性を担保するために、適正かつ的確に事務処理を行っています。

茨城租税債権管理機構は、法律を逸脱するような徴収行政は行っていません。

(6) 消費税が昨年10月より10%へと税率が引き上げられるとともに、今年に入ってから新型コロナウイルスの影響で中小業者の営業と生活が困難になっています。外国では日本の消費税にあたる付加価値税を減税する動きが広がっています。消費税の減税は中小業者の営業や低所得者の生活を下支えすることにつながります。消費税の税率を5%に引き下げよう国に要請すること。

【回答：財政課】

消費税法では、消費税収の用途を明確化し、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされています。法律に基づき運用されていることに対し、市としてはコメントする立場にはないと考えます。

(7) 消費税の増税および複数税率制にともない税金計算のベースとなる証票の記入と保管を義務づけるインボイス制度が導入された場合、免税業者はインボイスを発行できず、取引において排除される可能性がある旨をきめ細かく広報すること。

【回答：市民税課】

複数税率制も含め、消費税法改正に伴う広報については、関係機関と連携し、改正趣旨を考慮した上で、掲載時期や内容を決定し、広報紙等で情報を提供いたします。

9、「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

(1) 国民健康保険は地域住民の生存権（憲法第25条1項）を保障する社会保障制度であり、保険税（料）の滞納を理由に安易な保険証とりあげや給付制限を行うべきではありません。悪質とはいえ保険税（料）の滞納を理由に短期保険証や資格証明書の発行を行わないこと。

短期保険証や資格証明書の発行を行っていますか。

【回答：国民健康保険課】

ア、行っている

今後上記の発行を抑制することを

【回答：国民健康保険課】

イ、考えていない

(2) 全国知事会は2014年に国保に対する1兆円の公費投入を求めています。国の財政支出をさらに増額し、保険税（料）の引き下げを図るよう国に要請すること。

【回答：国民健康保険課】

全国市長会では、令和2年度国の施策及び予算に関する提言（令和2年11月12日）にて、公費3,400億円の財政支援について継続して実施するとともに更なる拡大を図ることを求めています。

(3) 茨城県独自の法定外繰入を県に要請すること。制度がない場合は、繰入制度を新設するよう要請すること。

【回答：国民健康保険課】

平成29年度から県補助金等の新設を要望しています。

(4) 都道府県化にあたって国は、市町村による一般会計からの法定外繰入を認めてきましたが、激変緩和措置の縮小、廃止が懸念されます。激変緩和措置を継続すること。

【回答：国民健康保険課】

茨城県では平成29年度において既に将来にわたる激減緩和措置額を算定しており、令和3年度においても継続される見込みです。

(5) ①一世帯当たりの平均保険税（料）の対前年度増減額を明らかにすること。

【回答：国民健康保険課】

一世帯当たりの調定額（現年分・本算定時）

令和2年度 160,256円

令和元年度 160,906円

増減額 -650円

②その増減額は、一般会計繰入金の増減額や都道府県化による影響が有るのか、見解を示すこと。

【回答：国民健康保険課】

一世帯当たりの調定額の増減額は、国保会計歳入額の増減に繋がるため、歳出超過となった場合は一般会計繰入金の増減額に影響があります。また、平成30年度からの制度改正に伴い、県から通知された国保事業費納付金をもとに国保税率の改正を行っているため、都道府県化による影響があります。

(6)全国知事会等国保関係者は昨年、国に対して財政支援の拡充や子どもにかかる均等割の軽減を求めました。保険税(料)の算定にあたって、子どもの分(大学生まで)の均等割について国の制度待ちにならずに減免を行うこと。

【回答：国民健康保険課】

財政運営が厳しいため、現状では困難であると考えております。国の制度が創設されましたら速やかに実施いたします。

(7)昨年より売上が3割減の見込みの方は国保の減免がありますが、納付書に案内を同封するなど周知を徹底するとともに申請を簡易に行えるようにすること。

【回答：国民健康保険課】

納税通知書に減免の案内通知を同封しているほか、広報紙及び市ホームページにおいても周知をしています。また、ホームページにて所得ごとに記載例を掲載するとともに、郵送での提出も可能としており、申請を簡易に行えるよう配慮しています。

(8)国民健康保険法第44条では、保険者が独自に基準を定めて、「特別の理由がある」ために患者が保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合に一部負担金を減額、支払の免除、徴収の猶予の措置をとることを認めています。この制度にもとづき災害等の基準を設けていますが、事業の縮小・休業、廃業など所得減少も対象にすること。

【回答：国民健康保険課】

ア、対象にしている

10、小規模家族農業の保護を最優先した農政への転換を

国連は、2019年からの10年間を「家族農業の10年」と定めています。かつて農業の大規模化・食料貿易自由化を推進してきた国連は、持続可能な農業の発展に適した担い手である小規模家族農業への支援と食糧主権確立に大きく舵を切りました。

利潤追求を第一の目的とした大規模企業経営は、自然環境を壊し、経済危機に弱く、持続可能な農業に向いていません。一方、家族農業は、自然環境保全や景観維持、文化継承、地域経済への貢献を現に担っています。

ところが、政府の大規模化優先・企業経営優遇政策によって、小規模家族経営が逆に厳しい経営をよぎなくされているのが実情です。新型コロナウイルスの感染拡大によって、肉牛、酪農、花卉、観光農園、輸出向けなどに深刻な被害が及んでいます。米も休業・自粛要請等による需要減で民間在庫が増大し、米価が下落しています。

(1) 肉牛価格の下落時に下支えとして機能すべきマルキン（肉用牛肥育経営安定交付金制度）が、生産者負担金の免除と引き換えに、生産コストと販売価格の差額の9割補填から、67.5%補填に切り下げられたことは、生産者の支援に背を向けたものと言わざるを得ません。生産者負担金の免除を維持し、国庫負担によって生産コストと販売価格の差額の9割補填を維持することを国に強く求めること。

【回答：農業政策課】

ウ、検討する

今後、茨城県内の各自治体の動向を注視し、検討していきます。

(2) 山形市や近江八幡市などが、牛マルキンに独自補填を行っています。独自補填を行うこと。

【回答：農業政策課】

エ、検討しない

市では、生産者の経営安定対策として、飼料等の一部に独自の補助を行っていますので、牛マルキンに対する独自の補填については検討しません。

(3) 米価暴落を食い止めるためには、備蓄米の買入れを増やすこと等により需要を超える米を市場から隔離することが必要です。備蓄米の買入れを増やすことなど米の市場隔離策を講じるよう国に求めること。

【回答：農業政策課】

エ、検討しない

市では、米価暴落を食い止める手法としては、生産調整や経営所得安定対策により、主食用米の生産調整を行うことが重要であると考えています。

(4) 持続化給付金は、今年のある月の売上の減少が前年の平均月収の50%以上になった場合に対象になり、売上の減少が49%では対象から除外される等、通年的に販売する経営にとっては大変厳しい条件です。売上の減少が30%でも対象とするよう、国に求めること。

【回答：農業政策課】

エ、検討しない

市では、既に独自のフォローアップ施策として、売上の減少が30%~50%の農業者に対し、「事業継続給付金」を交付しています。

(5) 持続化給付金の対象外となる被害農家への支援を実施すること。

【回答：農業政策課】

ア、実施済み

市では、既に独自のフォローアップ施策として、売上の減少が30%~50%の農業者に対し、「事業継続給付金」を交付しています。

(6)茨城町の「農地集積測量支援事業」は、農地を集積し、杭を除去して一体的に耕作できるように、杭を復元するときのための図面作成経費や返還時の杭設置経費の半額を補助する事業です。同様の事業を実施すること。

【回答：農業政策課】

ウ、検討する

今後、貸し手である土地所有者等の意見を聞きながら、検討していきます。

(7)自然災害による農産物被害が増え、農水省も共済制度の活用を重視していますが、掛け金が高い割に給付が少なく、加入率は低迷しています。こうしたなか、19道県の自治体で共済の農家負担金への助成が行われています。長野県では51市町村で掛け金への助成が行われており、なかでも塩尻市では果樹共済の掛け金の50%が助成され、加入率が全国平均の倍の40%に増えています。農業共済制度の掛け金助成を行うこと。

【回答：農業政策課】

ウ、検討する

今後、茨城県内の各自治体の動向を注視し、検討していきます。

(8)特別栽培や有機栽培の認証制度を活用しても、手間に見合う価格で売れない実態があります。また、認証制度を利用していなくても無農薬などの特長のある栽培方法で生産されたものが、正しく評価されることが大切です。学校給食で有機農産物等を使用する取り組みが少しずつ広がっています。有機米を学校給食に使用していたものの、価格が一般のものと変わらず、有機米生産者が減少している自治体もあります。

安全性や環境への配慮など、特別栽培等の利点を消費者・実需者にアピールする宣伝・啓蒙活動を行うこと。特別栽培等による農産物を積極的に活用するとともに、活用に対する助成を行うこと。

【回答：農業政策課】

ア、実施済み

市では、有機農業や環境保全型農業に意欲的に取り組む農業者に対し、「有機資材購入補助金」や「環境保全型農業直接支援対策事業費補助金」を交付しています。

また、有機農業や環境保全型農業に対する情報については、市ホームページを通じ、発信していきます。

11、東海第二原発廃炉、原子力防災対策の強化を

(1)東海第二原発の再稼働を認めないこと

東海第二原発は、運転開始から 41 年が経過しました。福島第一原発と同じ沸騰水型として日本で最も古く、最もトラブル頻度の高い原発です。随所にひび割れ、腐食、減肉、部品の脱落などが報告されています。直下地震の数も 30km 圏内の人口も全国最多です。東海第二原発は 9 年以上稼働していませんが、今夏の猛暑を含めて電気は十分足りています。危険極まりない原発を稼働しなければならない理由は全くありません。

国の「原子力災害対策指針」では、避難計画は、廃止措置計画が認可され照射済核燃料が十分に冷却されていれば、概ね 5 km 圏内のみでよく、照射済核燃料が乾式保管されれば、避難計画の策定自体が不要となります。

①避難計画が不要となる要件について、承知されていなかったか。

【回答：危機管理課】

ア、承知している

②日本原電に対して、東海第二原発を再稼働しないまま廃炉とすることに求めること。

【回答：環境保全課】

ウ、検討する

原子力所在地域首長懇談会の動向を注視し、検討していきます。

③日本原電と原子力安全協定を結ぶ茨城県と近隣 6 市村に対して、東海第二原発の再稼働を了解しないように求めること。

【回答：環境保全課】

ウ、検討する

茨城県内各自治体の動向を注視し、検討していきます。

(2) 広域避難計画の実効性確保に詳細かつ慎重な検討を

東海第二は、30 km 圏内に 94 万人が住む日本一人口過密地域にある原発であり、首都東京に最も近い原発です。防災計画は本来、最悪の事態を想定して立てるべきです。瀬尾健氏(京都大学)の試算によれば、東海第二原発の事故により 30 km 圏内で数十万人の急性死が見込まれるほか、東京都民も 8 日後までに避難しなければ 18% がガンで死亡するとしています。数千万人が避難しなければならないことになり、最悪の原発事故を想定した避難計画の策定は到底不可能です。

道路機能が 10% 低下すれば、避難にかかる時間は推計不可能です。病人など要配慮者の避難にいたっては、交通麻痺がないとしても、現実的な避難計画の立てようがないのが実態です。地震や水害、感染症との複合災害を想定することも必要です。感染症対策について大井川知事は「防護措置と感染症対策の両立は困難」との認識を示しています。福島第一原発事故と同程度の事故を前提にしても、実効性のある避難計画が策定できないことは明らかです。

1) P A Z、U P Z内（30 km圏内）の自治体の場合

- ①要配慮者を安全に避難させるための介助者の手配、移動手段の確保、避難（移住）先の確保について、進捗状況を明らかにすること。
- ②新型コロナウイルスの感染対策と両立させるためには、避難所の収容人数等を大幅に見直す必要があると考えますが、見解を明らかにすること。
- ③県は今年3月に「原子力災害時における避難退域時検査場所の決定について」を発表しました。内閣府の「避難時間推計ガイダンス」が示している「車1台当たり3分」で試算してみると、最も予定台数の多い常磐道友部SA（サブを含め13レーン）では、計画の約8万台を検査するのに299時間かかる計算になります。県は「車1台当たり16秒」と言う目標値も示していますが、仮に実現可能であったとしても27時間以上かかります。どちらにしても、明らかに許容範囲を超える計画と考えますが、見解を明らかにすること。

【回答：危機管理課】

該当なし

2) U P Z外（30 km圏外）の自治体の場合

- ①県が示している「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所レイアウト（例）」においては、「面積720㎡（30m×24m）の体育館で、収容可能人数は140人」としています。ウイルス感染対策と両立させるためには、広域避難計画にかかる避難所の収容人数等を大幅に見直す必要があると考えますが、見解を明らかにすること。

【回答：危機管理課】

ウ、どちらともいえない

現在、水戸市と継続協議中であり、受入れ人数は確定していないため。

- ②避難所は、感染症対策やプライバシー保護などの観点から、簡易テントや段ボールベッドの設置が必須ですが、広域避難協定では初期の避難所設営は受入側が担当することになっています。職員数から考え、計画してきた人数分の設置が可能か見直し、「責任をもって受け入れられる数」を見直す必要があると考えますが、見解を明らかにすること。

【回答：危機管理課】

ウ、どちらともいえない

現在、水戸市と継続協議中であり、受入れ人数は確定していないため。

3) P A Z・U P Z内、U P Z外どちらも

- ①実効性ある避難計画策定の見通しが立たないことから「東海第二原発は再稼働せず廃炉に」と求めるべきことがますます明らかになっていると考えるが、見解を示すこと。

【回答：危機管理課】

ウ、どちらともいえない

避難計画の策定途中であり、現時点ではどちらともいえません。

12、「公契約条例」制定にむけて一日も早い検討を

令和2年（2020年）2月14日、国土交通省は、各都道府県知事、各指定都市市長及
に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」という通知を発出しました。
これは、技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善
が極めて重要だからです。あわせて、国は各地方公共団体に、通知に示す措置を講じる
ことにより、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう要請して
います。

公契約条例は、地方公共団体の政策実現のための手段として、民間企業に対して公
権力を行使し規制を行うのではなく、発注者である地方公共団体と受注者である民間
企業との間の契約上の合意に基づき、政策実現を図るものです。

(1)国土交通省の「要請」を実現するために、貴市においても公契約条例を制定するこ
と。

【回答：契約検査課】

イ、検討中

13、非正規職員の労働条件の改善を

2020年4月から、各市町村役場では会計年度任用職員制度が始まりました。会計年度
任用職員制度はこれまでの非正規職員の賃金や労働条件を改善することにあります
が、貴市での会計年度任用職員の実態について以下の質問に教えてください。

(1)20年4月の段階で、会計年度任用職員の数をはっきりとすること。

【回答：人事課】

フルタイム雇用（82人） 短時間雇用（1,521人）

短時間雇用の労働時間の長さは（週45分から週35時間まで）

(2)一般事務の会計年度任用職員の賃金を時給で明らかにすること。

【回答：人事課】

フルタイム雇用（1,093円） 短時間雇用（1,093円）

(3)保育士の会計年度任用職員の賃金を時給で明らかにすること。

【回答：人事課】

フルタイム雇用（1,127円または1,220円） 短時間雇用（1,127円）

(4)会計年度任用職員になったことで、一時金（ボーナス）は支給されるようになったの
か。支給月数を明らかにすること。

【回答：人事課】

支給される

フルタイム雇用（1.45月） 短時間雇用（1.45月）

(5)一時金が支給されることになって、給与月額が減額になっていませんか。

【回答：人事課】

減額になっていない

(6)会計年度任用職員は、同一労働同一賃金に基づき、休暇・福利厚生等で不合理な格差がある場合は、是正されなければなりません。会計年度任用職員が始まったことで、新たに付与された休暇制度をすべて明らかにすること。

【回答：人事課】

忌引き（拡充）、結婚休暇、人間ドック、産前・産後、保育時間、子の看護、短期介護、長期介護、介護時間、妊産婦検診、公務上の傷病、私傷病、妊産婦の混雑回避（公共交通機関を利用して通勤する場合、出勤時間を調整できる）

(7)茨城県の最低賃金は、2020年10月から前年より2円引き上げられて851円になりました。最低賃金ギリギリで働いている市の会計年度任用職員の時給を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。また、正規職員を増やすこと。

①会計年度任用職員の時給を今すぐ1000円以上にすることを検討していますか。

【回答：人事課】

その他（すでに1,093円以上となっている）

②昨年に比べて2020年度の正規職員数は増えていますか。増えた正規職員の数は何人ですか。

【回答：人事課】

増えた（増えた数 10人）